

大分大学理工学部基盤技術支援センター規程

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）のものづくり拠点として、教育と研究の向上及び地域貢献に寄与することを目的として設置する大分大学理工学部基盤技術支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学学生の実習実践教育に関すること。
- (2) 学内及び民間機関等の実演体験に関すること。
- (3) 学内及び民間機関等の創造支援に関すること。
- (4) 学内及び民間機関等の加工製造に関すること。
- (5) 他大学及び民間機関等との共同研究及び共同開発に関すること。
- (6) その他センターの組織及び運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター主任
 - (4) その他学部長が必要と認める職員
- 2 前項第4号の委員は、学部長が指名する。
 - 3 第1項第4号の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第4条 センター長は、本学部の教授のうちから、大分大学理工学部企画運営会議の推薦に基づき、学部長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 副センター長は、本学部の教員のうちから、第7条に規定する大分大学理工学部基盤技術支援センター運営委員会の推薦に基づき、学部長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、その職務を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター主任)

第6条 センター主任は、本学部技術部の技術職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学部長が指名する。

- 2 センター主任は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。
- 3 センター主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター主任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、大分大学理工学部基盤技術支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。